

(別紙)

評 価 項 目

■ 一次審査

項目	評価（配点）	配点計
提 案 者 情 報 （様式 2）	○都市計画マスタープラン、立地適正化計画の策定等の実績（5） ○地域精通度（上記の内、上伊那・下伊那地域における実績）（5）	10 点
管理技術者の 経歴（様式 4）	○都市計画マスタープラン策定等の実績（10） ○立地適正化計画策定等の実績（10） ○地域精通度（上記の内、上伊那・下伊那地域における実績）（5）	25 点
主たる担当技 術者経歴（様 式 5）	○都市計画マスタープラン策定等の実績（5） ○立地適正化計画策定等の実績（5） ○地域精通度（上記の内、上伊那・下伊那地域における実績）（5）	15 点

＜一次審査の評価の方法＞

- ・策定等の実績は件数が 5 件以上で満点の評価
- ・策定等の業務について、継続中の場合は 50%の配点で評価
- ・都市計画マスタープラン策定等及び立地適正化計画策定等を一つの事業として受注した場合は、各 1 件（2 件）の実績として評価

■ 二次審査（プレゼンテーション）

項目	評価（配点）	配点計
提案内容	○村の現状と課題を踏まえた提案であるか（10） ○将来を見据えた上で、実現性のある計画になることが見込める提案であるか（10） ○住民理解の醸成や、策定等への住民参加を促すための工夫が見られる提案であるか（10） ○計画策定等のための各種会議の開催や関係機関との協議等について、適切に進めることが見込める提案であるか（10） ○村の特徴を活かした提案であるか（10）	60 点

	○円滑な業務実施が見込める実施体制や実施スケジュールとなっているか（10）	
その他	○説明や質疑応答に明瞭性や的確性はあるか（10） ○提案書の内容が読み手に伝わるよう配慮されているか（10） ○業務に取り組む意欲や積極性はあるか（10）	30 点
提案価格※	○評価＝2次審査の内の最低見積価格÷当該見積価格×25－20 ・評価の小数点以下は、小数点第二位を四捨五入 ・評価の下限は1とする	10 点

＜二次審査の評価の方法＞

- ・5から1の5段階で評価する（価格を除く）
- ・5が最も高い評価、1が最も低い評価
- ・得点＝配点×評価／5とする

※ 実施要領の3より、提案価格が提案上限額（内訳額を含む）を超過している場合は失格となります。